

要望等記録一覧表（令和3年9月分）

No. 24	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	隣地の空き家についての要望			
【要望等の概要】	<p>要望者隣接地の空き家について、雑草も生い茂り、草刈りをしてほしいが、所有者と連絡がとれない。 対象物件の固定資産税は納税されているはずであるため、課税課で連絡先は把握しているはずだ。課税課で連絡先を聞いてほしい。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>まちをきれいにする条例に基づき、現場確認を行い、登記簿上の所有者宛てに空き家の適正管理をお願いする文書を送付しましたが、返送となり、所有者と連絡が付きませんでした。 また、固定資産税の納税状況や連絡先については、個人情報のためお教えできません。対応できないと回答しました。</p>			
【担当部署】	環境保全課			

No. 25	【要望者区分】	団体・法人	【要望者氏名(名称)】	辻町東自治会
【件名】	コミュニティバス運行の要望			
【要望等の概要】	<p>東生駒ガーデンハイツの住民は、高齢化が進んでおり、東生駒駅までの道が急な坂道なので、徒歩での行き帰りがとても大変であることから、コミュニティバスを週2回でも運行してほしいという声が自治会の中で上がっている。是非検討してほしい。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>本市では、「生駒市地域公共交通計画」に基づき、市内で移動が不便な地区を設定し、順番に公共交通等整備の検討を進めていっているところです。辻町東自治会地区は、整備優先順位の高い地区として現時点では挙げられていませんが、自治会より要望があったことを生駒市地域公共交通活性化協議会に報告し、今後の対応について検討し、また後日連絡します。</p>			
【担当部署】	事業計画課			

No. 26	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	コミュニティバス「たけまる号」のルート変更要望について			
【要望等の概要】	<p>小平尾町もコミバスを運行してほしい。今は、業務スーパーやダイキまで歩いて買い物に行っているが荷物があると大変である。バスがあると助かる。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>「生駒市地域公共交通活性化協議会」において、市内全体の公共交通サービスのあり方を検討しています。その中では、公共交通サービスからの距離や高齢化率、勾配等整備優先順位をつけて順位の高い地区から順次検討実施していくこととしています。ご要望の小平尾町は、今すぐに検討する地域ではないため、今後検討していきたいと考えています。</p>			
【担当部署】	事業計画課			

要望等記録一覧表（令和3年9月分）

No. 27	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	コミュニティバス光陽台線の延伸			
【要望等の概要】	生駒市の西松ヶ丘（高見ヶ丘地区）までコミュニティバス光陽台線を延伸させてほしい。高見ヶ丘地区は、坂道なので住民も助かると思う。延伸が可能かどうか検討してほしい。			
【対応方針等の概要】	コミュニティバス光陽台線は、ルートが長く、1周するのに時間がかかっています。これ以上ルートが長くなると運行効率が悪くなり、利便性が下がる可能性があるので難しいかもしれません。ご意見として承り、利便性の問題や道幅の問題を考慮し、延伸が可能かどうか検討します。			
【担当部署】	事業計画課			

No. 28	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	街路樹について			
【要望等の概要】	身体障がい者用の駐車場前に街路樹があり出入りにくいため、伐採の承認を希望。			
【対応方針等の概要】	対象地は、白庭台地区地区計画の地区内にあり、地区施設の整備方針に「都市計画道路の植樹帯は原則として切り込みを認めない」と規定されていること、また、現状として車の出入りは可能な状況であることを確認した上で、要望者に対して、地区計画の内容説明を行い、地区計画は住民によるまちのルールであり、伐採は簡単ではない旨を説明しました。			
【担当部署】	都市計画課			